

報告第10号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年8月24日提出

豊川市長 山 脇 実

(福祉部関係)

1	専決年月日	平成30年7月18日
	相手方	豊川市在住の30代女性
	損害賠償の額	101,876円
	概要	平成30年5月10日午前9時55分頃、豊川市正岡町西深田345番1の駐車場において、委託業務を行う者の駐車した自動車のドアが相手方の所有する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。

(建設部関係)

1	専決年月日	平成30年7月18日
	相手方	豊川市在住の50代男性
	損害賠償の額	255,420円
	概要	平成30年6月24日午後5時20分頃、豊川市久保町上見堂29番4地先の市道において、排水溝の蓋の破片が相手方の運転する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。
2	専決年月日	平成30年8月6日
	相手方	新城市在住の50代男性
	損害賠償の額	4,366円
	概要	平成30年5月7日午後7時頃、豊川市平尾町源祖61番148地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。
3	専決年月日	平成30年8月6日
	相手方	豊橋市在住の40代男性
	損害賠償の額	58,050円
	概要	平成30年6月11日午後7時20分頃、豊川市伊奈町新屋97番2地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。